様式第4号（第22条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

売払決定通知書

次の市有地をあなたに売却することに決定しましたので、丸亀市市有地処分規程第22条の規定により通知します。

１　売却する市有地

所在

地目

地積

２　売買価格

３　売買契約の締結について

丸亀市市有地処分規程第23条第１項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に契約を締結しなければなりません。その期間内に契約を締結しない場合は、同条第２項の規定により、この決定を取り消します（納付された入札保証金は、市に帰属することとなります。）。

なお、特別の理由がある場合に限り、申請により売買代金を分割納付することができます。